

## 暴力団の排除に関する合意書

北広島市長(以下「市長」という。)と札幌方面厚別警察署長(以下「警察署長」という。)は、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 26 年北広島市条例 号。以下「条例」という。)に基づき、北広島市(以下「市」という。)が発注する建設工事その他の事務又は事業(以下「公共事業等」という。)及び市が設置する公の施設(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)からの暴力団の排除の措置(以下「暴力団排除措置」という。)を講ずるため、相互の連絡協議体制の確立及び運用の取組に関し、次のとおり合意する。

### (趣旨)

第 1 条 この合意書は、市が暴力団排除措置を講ずるに当たり、市長及び警察署長が緊密に連携するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 暴力団員である事業者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員の利用等をしている事業者
  - ウ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
  - エ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用等をしている事業者

### (排除対象者)

第 3 条 暴力団排除措置の対象者(以下「排除対象者」という。)は、暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者とする。

### (公共事業等からの排除に係る情報提供)

第 4 条 市長は、公共事業等からの暴力団排除措置を講ずるために必要があると認めるときは、排除対象者に該当するか否かについて、警察署長に対し、別記第 1 号様式により照会するものとする。

- 2 警察署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに別記第 2 号様式により回答するものとする。
- 3 警察署長は、第 1 項の照会を受けた場合のほか、排除対象者に該当する場合であって、暴力団排除措置を講ずる必要があると認める事実を確認したときは、市長に対し、速やかに別記第 3 号様式により通知することにより公共事業等からの暴力団の排除の要請を行うものとする。
- 4 市長は、暴力団排除措置を行った場合は、警察署長に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。
- 5 警察署長は、第 2 項又は第 3 項の規定による排除の要請を行った当該排除対象者が、その後事情変更により排除対象者に該当しなくなったと判断したときは、市長に対し、別記第 4 号様式により排除の取消しの通知を行うものとする。

### (公の施設からの排除に係る情報提供)

第 5 条 市長は、公の施設からの暴力団排除措置を講ずるために必要があると認めるときは、警察署長に対し、次に掲げる者が排除対象者に該当するか否かを別記第 5 号様式により照会するものとする。

- (1) 使用の許可の申請者

- (2) 使用の許可を受けた者
  - (3) 使用の許可に係る行事等に参加する者
  - (4) 使用の許可に係る行事等の主催者、協賛者等
- 2 警察署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに別記第 6 号様式により回答するものとする。
- 3 警察署長は、第 1 項の照会を受けた場合のほか、排除対象者に該当する場合であって、暴力団排除措置を講ずる必要があると認める事実を確認したときは、市長に対し、速やかに別記第 7 号様式により通知するものとする。

(個人情報管理)

第 6 条 市長及び警察署長は、この合意書の運用により取得した個人情報を適正に管理し、暴力団排除措置の目的以外に使用してはならない。

(相互の連携)

第 7 条 市長及び警察署長は、暴力団の排除の徹底を図るため、相互に情報交換を行う等、連携の強化に努めるものとする。

- 2 市長は、暴力団排除措置を講ずるに当たり、排除対象者からの妨害等が予想される場合は、警察署長に対し、別記第 8 号様式により、支援を要請することができる。
- 3 警察署長は、前項の規定による支援の要請があった場合その他必要が認められる場合は、市長に対し、必要な支援を行うものとする。
- 4 警察署長は、排除対象者から市長に対し、不服申立て、訴訟の提起等の紛議が生じた場合においては、第 4 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 5 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により市長に回答した内容又は通知した情報その他の警察署長が市長に提供した情報の正当性を立証する等、必要な協力を行うものとする。

(急を要する場合の措置)

第 8 条 市長及び警察署長は、緊急時の措置として、照会若しくは回答又は排除の要請若しくは支援の要請を文書により行ういとまがないときは、口頭により、これを行うことができるものとする。この場合において、事後に関係する文書(各別記様式)を送付し、その手続の経過を明確にするものとする。

(その他)

第 9 条 この合意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市長及び警察署長が協議の上、決定するものとする。

この合意を証するため、本書 2 通を作成し、当事者が各 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 26 日

北 広 島 市 長

札幌方面厚別警察署長